

IV. 通告後の継続的な支援 ~通告後のアフターフォローが重要!~

○通告後、市町村（虐待担当課）、児童相談所やその他の関係機関が関与していたとしても、子どもや家庭の状況は刻々と変化します。そのため、一時保護解除後も、引き続き幼児児童生徒に変化がないかを注意深く見守っていくことが重要です。



一時保護解除後の対応 ~個々の子どもの状況や心情に配慮した支援~

◆幼児児童生徒の理解に努め、丁寧な支援の継続が必要

一時保護が解除（原則2か月以内）され、幼児児童生徒が学校等に復帰する際、学校等は児童相談所と連携して、丁寧な支援を継続していくために、次の4点を確認しておくことが必要です。

- ①児童相談所から保護期間中の子どもの状況を十分に聞き、チームで共通理解を深めた上で、個々の状況に応じた支援を行う。
- ②虐待を受けた子どもは、大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員等は子どもの言動の背景をよく理解し、不安や緊張を和らげ安心して過ごせるよう支援を行う。
- ③スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家と連携しながら、心のケアや自尊感情を育む工夫、折に触れた声かけ等を行う。
- ④注意深く見守る中で不自然な点があれば、速やかに市町村（虐待担当課）や児童相談所に相談する。

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年改訂版）を参考に京都府教育委員会作成

虐待に関する保護者からの問い合わせ・要求への対応 ~子どもを守り抜く強い姿勢~

◆保護者に対する情報管理の徹底、関係機関との連携が重要

～H31.1千葉県野田市小4児童死亡事案「保護者へ児童アンケートのコピーを渡した事案」を繰り返さないために～
保護者が親権等を理由に威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、下記の2点を参考にして、学校等は教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関と速やかに連携し、ひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが必要です。

- ①学校等は、保護者から情報元についての開示要求があっても伝えないこととし、児童相談所等と連携して対応する。
- ②保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校等は教育委員会等と連携して、速やかに市町村（虐待担当課）・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応する。

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年改訂版）を参考に京都府教育委員会作成

V. 役立つ参考資料 ~常に最新情報をチェックすることが重要!~

日常的に研修で資料を使用する等、普段から有事に備えて活用してください

◆「文部科学省 生徒指導等」HP

文部科学省の生徒指導のページです。さらに「教育相談」と「児童虐待」の項目をクリックして進むと、「児童虐待」に関連する今までに文部科学省が通知した研修資料や文書が確認でき、ダウンロードできます。



◆学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

このリーフレットの基礎資料としている手引きです。文部科学省が令和2年に改訂版として作成したもので、児童福祉法等の改正、スクーリーニングの活用等について加筆されています。



◆学校現場における虐待防止に関する研修教材

文部科学省が令和2年に作成したもので、前半は、具体的に虐待対応の事例を取り上げ、必要な対応のポイントと関係法令等が丁寧に説明されています。後半は、虐待事案の対応をロールプレイングで研修する教材が掲載されています。



◆体罰等によらない子育てを広げよう！

厚生労働省が令和2年に作成したもので、地域や保護者向けの資料です。体罰禁止に関する考え方等を普及する、地域で体罰等によらない子育てについて考えることができる資料で、虐待防止の研修等に活用することができます。



教職員のみなさんへ

子どものSOSサインを見逃さないために！

～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～



児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス:DV）など

児童相談所・警察署等の連絡先

- | | |
|--|---|
| ○ 京都府家庭支援総合センター 075-531-9900
(向日市 長岡京市 亀岡市 南丹市 乙訓郡 船井郡) | ○ 京都府福知山児童相談所 0773-22-3623
(舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡) |
| ○ 京都府宇治児童相談所 0774-44-3340
(宇治市 城陽市 久世郡) | ○ 京都府宇治児童相談所京田辺支所 0774-68-5520
(八幡市 京田辺市 木津川市 緹喜郡 相楽郡) |
| ○ 京都市児童相談所 075-801-1919
(京都市〈南区及び伏見区を除く〉) | ○ 京都市第二児童相談所 075-612-2727
(京都市〈南区及び伏見区〉) |
| ○ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」 | ○ 最寄りの府内警察署 |
| ○ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 | 二次元コードで確認してください ⇒ |



I.児童虐待をめぐる現状 ~毎年度過去最多を記録~

児童虐待は、子どもの健やかな心身の成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるもので、次世代に引き継がれるおそれもある子どもに対する重大な権利侵害です。

京都府健康福祉部家庭支援課によると、令和元年度の児童相談所での児童虐待相談受理件数は2,547件（対前年度比443件増）と過去最多となり、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

児童虐待を受けている幼児児童生徒は、どの学校や幼児教育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）（以下「学校等」という。）、どの学級にも在籍する可能性があり、幼児児童生徒の変化に気づきやすく虐待を発見しやすい立場にある教職員や保育士（以下「教職員等」という。）は、幼児児童生徒の安全を守るために、法律上の通告義務（児童虐待防止法第6条第1項）が課せられていることを踏まえ、虐待の態様や対応方法について十分に理解しておく必要があります。また、令和2年の児童福祉法改正により、親権者の体罰禁止が法定化され、教職員等による早期発見の重要性が増しています。



II.教職員等に求められるもの ~スピーディな報告とチームで対応~

疑わしい場合も含めて、児童虐待を認知した場合は、一人で抱え込まず速やかに校長等の管理職へ報告すること、また、早期発見から見守り・支援までの取組をチームとして対応する体制づくりが重要です。

« 児童虐待の発見・対応・通告・継続的な支援について »

早期発見

早期対応

関係機関への通告等

見守り・支援

①虐待の兆しの発見に努める。

日常の観察による子ども・家庭状況の把握、健康診断、水泳指導、教育相談やアンケートでの訴え等から発見する。
(参考:「III.児童虐待リスクの早期発見チェックリスト」のページを活用)

②些細なことでも報告・相談する。

「何か違和感がある…」「おかしいな?」等と感じれば、一人で抱え込まず速やかに校長等の管理職に報告する。

③チームとして対応する。

校長等の管理職のリーダーシップのもと、チームの関係職員が持つ情報を収集し、事実関係を整理して対応する。
<学校等で虐待に対応するチームの構成メンバーの例:生徒指導部会>

管理職、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー 等なお、健康診断を通じて虐待の兆候等を把握する上で、学校医や学校歯科医と連携することも有効です。

④関係機関と情報共有する。

学校等は、市町村(虐待担当課)、児童相談所のほか、警察、医療等の関係機関と連携し、通告や通報、対応ケースの相談等の情報を共有し、対応する。

⑤市町村(虐待担当課)や児童相談所に通告する。

事実を具体的に記録としてまとめ、下記の事項を参考として、第1報として電話等で情報を伝える。

- ①子どもの氏名、学年(年次)、年齢、住所、友人関係
- ②保護者の氏名、年齢、子どもとの関係、家庭の状況（家族関係、同居する家族等）
- ③外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明
- ④出席状況(欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況等)
- ⑤日常的な学校等での様子(友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、給食、その他不自然な点等)
- ⑥特記事項(障害の有無、転校歴、これまでの支援状況等)

～学校等が通告を判断するに当たってのポイント～

- 1 確証がなくても通告すること
(誤りであったとしても責任は問われない)
- 2 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- 3 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- 4 通告は守秘義務違反に当たらないこと

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年改訂版)より

緊急的な措置は必要ないが
虐待が疑われる場合
通告・相談

市町村(虐待担当課)

緊急的な措置が必要な場合
通告
児童相談所
通報
警察

⑥継続的な見守りと支援を行う。

虐待を受けた子どもや疑いのある子どもへの心のケアとして、学校等で安心して過ごせるような配慮を行う。

市町村(虐待担当課)、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報を共有し、特に、幼児児童生徒が、休業日を除いて引き続き7日以上欠席した場合には、理由に関わらず速やかに市町村(虐待担当課)や児童相談所に情報提供する等、連携して対応する。

* 虐待を受けた子どもや疑いのある子どもへの心のケアだけに限らず、必要と判断した場合は連携を行う。
(参考:「IV.通告後の継続的な支援～通告後のアフターフォローが重要!～」のページを活用)

III.児童虐待の早期発見チェックリスト

- このチェックリストは、児童虐待を発見するためのポイントを示しています。次の項目に当てはまる場合は、その背景に虐待の可能性があるかもしれませんと積極的に捉え、子どもや保護者の状況を把握する必要があります。
- このチェックリストは、当てはまる項目の多少によって虐待かどうかを判定するものではありません。また、すべての子どもを対象に一律に点検するためのものではありません。
- それぞれの項目の中には、虐待による反応ではなく、特性やその他の要因によるものがありますので、チェックに当たっては十分配慮することが大切です。
- このチェックリストは、学校や幼児教育施設に通う幼児児童生徒に対応しています。



子どもの様子

種別	チェック欄	チェック項目
体や身なり・心の様子	<input type="checkbox"/>	顔、腕、足等に傷やあざ、人から受けたと思われる火傷のあとがある。
	<input type="checkbox"/>	過度に食べたり、極端な食欲不振が見られたりする。
	<input type="checkbox"/>	衣服がいつも汚れています。季節にそぐわない服装をしています。
	<input type="checkbox"/>	髪を洗っていない等の体の汚れやにおい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
	<input type="checkbox"/>	虫歯の治療が行われない。病気でも病院に連れて行ってもらえない。
	<input type="checkbox"/>	表情が乏しく受け答えが少ない。ボーっとしている。急に気力がなくなる。
	<input type="checkbox"/>	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
保護者との関わり方	<input type="checkbox"/>	保護者がいると顔を窺い必要以上に気を遣い緊張しているが、離れるときには表情が明るくなる。
	<input type="checkbox"/>	子どもと保護者の視線がほとんど合わない。
	<input type="checkbox"/>	不自然に子どもが保護者と密着している。
	<input type="checkbox"/>	年齢にそぐわない過度な役割分担を家庭で負わされている。(例:家族の介護や世話)※
教職員等や友達との関わり方	<input type="checkbox"/>	教職員等の顔色を伺い接触を避けようとしているが、過度に緊張し視線を合わせられない。
	<input type="checkbox"/>	教職員等を独占したり、過度のスキンシップを求める。
	<input type="checkbox"/>	落ち着きがなく過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力を振ったりする。自暴自棄な言動がある。
	<input type="checkbox"/>	友達と一緒に遊べず孤立しがちで、友達関係がうまくつくれない。
	<input type="checkbox"/>	繰り返し嘘をついたり、空想的な言動が増える。
	<input type="checkbox"/>	必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
	<input type="checkbox"/>	大人に対して反抗的、暴言を吐く。
学習の状況等	<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。(例:兄弟姉妹の面倒を見るため)※
	<input type="checkbox"/>	なにかと理由をつけて、なかなか家に帰らなかったり、出でなくなっている。
	<input type="checkbox"/>	一定時間、席に着いて学習に集中することができない。忘れ物が多い。
	<input type="checkbox"/>	急に学力が低下している。
反社会的な行動	<input type="checkbox"/>	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。

※ 年齢に合わない重い責任や負担を負い、家族の介護や世話をしている「ヤングケアラー」については、ネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要があります。

保護者・家庭の様子

種別	チェック欄	チェック項目
子どもとの関わり方	<input type="checkbox"/>	理想の押しつけや年齢不相応な要求をし、発達にそぐわない厳しいしつけを行う。
	<input type="checkbox"/>	子どもの発達等に無関心で、育児について拒否的な発言がある。
	<input type="checkbox"/>	繰り返し馬鹿にしてからかしたり、激しくののしたり、差別的な発言がある。
学校等との関わり方	<input type="checkbox"/>	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。
	<input type="checkbox"/>	欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。
	<input type="checkbox"/>	行事への参加がない。連絡をとることが困難である。
心身の健康状況	<input type="checkbox"/>	不安定な言動が見られたり、アルコールや薬物への依存がある。
	<input type="checkbox"/>	被害者意識が強い。事実と異なる想い込みがある。他の保護者との対立が頻繁にある。
	<input type="checkbox"/>	些細なことでも激しく怒る。感情や行動のコントロールができない。
住居の状態	<input type="checkbox"/>	理由のわからない頻繁な転居がある。
	<input type="checkbox"/>	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
家庭の状況	<input type="checkbox"/>	夫婦間の口論がある。同居者間の暴力等、家族不和がある。
	<input type="checkbox"/>	近隣との付き合いを拒否する。必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年改訂版)を参考に京都府教育委員会作成

早期発見・チームで早期対応・速やかな通告を！